

投資的事業評価調書（新規）

部課室名	治山課	記入責任者者職氏名 (担当者氏名)	治山課長 打浪 久淳 (前田 康宏)	内線	4128 (4136)
------	-----	----------------------	-----------------------	----	----------------

事業細目	治山事業	事業名	事業区間	総事業費	約2億円
		集落水源地整備事業	三日月町 ^{きのむね} 真宗		
所在地			着工予定年度	完成予定年度	
佐用郡三日月町 ^{きのむね} 真宗			H14年度	H17年度	

事業の目的	事業内容
三日月町 ^{きのむね} 集落の後背小流域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ水資源の確保を図るとともに、山地災害を防止して県土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林の整備を実施する。	治山ダム工 6基 2.2億円 (国50%、県50%) 森林整備(本数調整伐等)50ha 0.2億円 (国50%、県50%)

評価視点	評価結果の説明		
(1) 必要性	<p>当該事業地は、2級河川千種川支流志文川の中流域に位置し、三日月町ほか下流域の重要な水源林であるとともに、人家40戸の生活雑用水の水源にもなっている。</p> <p>しかし、近年この水源となっている森林が荒廃し、生活雑用水に利用している水源の水量が減少しており、また、このまま放置すれば今後さらに水源かん養機能が低下することが予想される。</p> <p>また、事業地内の保全対象戸数は人家40戸で周辺には山地災害危険地が集中しており、既設置の防災施設(谷止工)の一部はすでに満砂の状態、溪流には不安定な土砂が堆積しているため、住民の安全、安心のために事業実施が必要な状況である。</p> <p>事業地内の森林は林内がうっぺいし、下層植生が無く表面土砂の流出が始まっており、さらに過去の雪害により、水源かん養機能及び災害防止機能が低位であることから、早期に公益的機能の回復が必要である。</p> <p>当該事業は、第九次治山事業七箇年計画に基づき、全体計画及び各年度の事業計画を定めて事業実施が計画的に行われるものであり、事業施工地の土地所有者の承諾はもちろんのこと地元三日月町の協力も確実であり、地元区からの要望も強く事業実施の確実性は高い。</p>		
(2) 有効性 効率性	<p>当該事業地の投資効果は、2.34となっており、高い事業効果が期待できる。</p> <p>また、保安林内で行う事業であって、他事業による施行は困難である。</p>		
(3) 環境適合性	<p>事業の実施に当たっては、間伐材を積極的に使うなど景観・環境の維持に重点をおいた工法を用いるとともに、防災施設施工地には広葉樹の植栽を計画しており、自然環境の保全とともに緑豊かな生活環境の整備に配慮した事業である。</p>		
(4) 優先性			
評価の結果	<table border="1"> <tr> <td>着手妥当</td> <td>左の理由 上記内容により着手が妥当と認められた</td> </tr> </table>	着手妥当	左の理由 上記内容により着手が妥当と認められた
着手妥当	左の理由 上記内容により着手が妥当と認められた		

